

多摩市指名基準

(全部改正 平成11年8月1日)

(改正 平成16年6月1日 助役決定)

(目的)

第1 この基準は、多摩市契約事務規則(昭和39年多摩市規則第10号)第34条の規定に基づき、多摩市が発注する工事請負その他の契約(物品の買入れを除く。以下「工事等」という。)に係る指名競争入札等に参加させようとする者(以下「入札参加者」という。)の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札等の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

競争入札参加資格者有資格者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、多摩市長が工事等の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札等の参加者の資格を有する者をいう。

等級、順位及び事業協同組合 多摩市告示(競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法について)により規定するものをいう。

発注標準金額 多摩市告示に掲げる等級に対応する金額をいう。

等級格付工事又は委託(以下「等級格付工事等」という。) 等級に区分する格付工事又は委託をいう。

発注工事又は委託(以下「発注工事等」という。) 多摩市が発注しようとする工事又は委託をいう。

既発注工事又は委託(以下「既発注工事等」という。) 多摩市が既に発注した工事又は委託をいう。

当該等級 発注工事等の予定額に対応する等級をいう。

(指名の判断事項)

第3 指名する場合の判断事項は、競争入札参加資格有資格者について、次の各号を調査のうえ、第4により行うものとする。

経営及び信用の状況

本店が多摩市にあるもの又は相手方となる支店、営業所等が多摩市にあるもの(以下「地元業者」という。)における事務所としての営業の有無

多摩市における指名及び受注の状況

官公庁の工事又は委託の実績の有無

既発注工事等の施工(履行)成績

発注工事等に対する地理的条件(本店・支店・営業所の所在地)

発注工事等の施工(履行)についての技術的適性

発注工事等の内容に適した専門性

施工(履行)中の既発注工事等の進捗状況

不誠実な行為の有無

(指名方法)

第4 指名する場合の一般的基準は、等級格付工事等において、当該等級に属する者のうちから指名する。

2 前項により指名する場合には、次の各号のいずれかに該当する者を、他の者に優先して指名することができる。

多摩市が発注しようとする工事の施工場所付近に本店、支店、営業所を有する者
発注工事等と同種の工事（委託等）を専業とする者

既発注工事等の施工（履行）成績が優秀な者

発注工事等で次のア又はイにおける工事等が発注工事等と同一業種で、かつ、関連する場合における同工事等の施工（履行）者。ただし、施工（履行）成績が不良である者を除く。

ア 過去における施工（履行）済の既発注工事等

イ 施工（履行）中の既発注工事等、他官公庁工事等及び民間工事等

3 前2項の規定にかかわらず、地元業者については、地元業者の育成及び地元業者の工事等の確保という観点から指名に際しては考慮するものとする。

(直近上位又は直近下位の等級に属する者の指名)

第5 指名にあたって、特に必要があるときは、第4第1項の規定にかかわらず、次項又は第3項に定めるところにより、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。その場合、地元業者については、地元業者の育成及び地元業者の工事等の確保という観点から指名に際しては考慮するものとする。

2 当該等級の直近上位の等級に属する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。

第4第2項の各号のいずれかに該当する者であるとき。

発注工事等の予定額が、当該等級に対応する発注標準金額の上限に近い工事等であるとき。

第8第1項に定める指名業者数を満たさないとき。

3 当該等級の直近下位の等級に属する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。

第4第2項の各号のいずれかに該当する者であるとき。

発注工事等の予定額が、当該等級に対応する発注標準金額の下限に近い工事等であるとき。

第8第1項に定める指名業者数を満たさないとき。

(直近上位以上の等級に属する者の指名)

第6 指名にあたっては、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該等級の直近上位以上の等級に属する者を指名することができる。その場合、地元業者については、地元業者の育成及び地元業者の工事等の確保という観点から指名に際しては考慮するものとする。

発注工事等が特に緊急を要する工事等であるとき。

発注工事等が高度の技術を要する工事等又は施工（履行）上相当困難を伴う工事等

であるとき。

発注工事等が遠隔地において行われる工事等であるとき。

第 8 第 1 項に定める指名業者数を満たさないとき。

(指名の制限)

第 7 指名の制限については、指名の時点において、次の各号のいずれかに該当する者を指名することはできない。

不誠実な行為がある者

ア 多摩市指名業者指名停止基準に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者又は指名停止に付そうとしている者

イ 契約書に基づく工事等関係者に関する措置要求に従わないことなど、契約の履行が不誠実である者

ウ 多摩市発注の契約について、関係課等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者

エ アからウまでに掲げるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

日刊紙、業界紙、情報誌等の情報から経営状況が著しく不健全であると認められる者

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項による更正手続開始の申立てをしている者

同一の発注工事等において、事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員

施工（履行）済の既発注工事等の施工（履行）成績が不良であり、契約の相手方として不適当であると認められる者

多摩市が事前に発注工事に応じて告示により公示する条件を満たさない者

地元業者として、事務所並びに作業員詰所、資材置場等としての機能を満たさない者

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者

多摩市議会議員本人及び配偶者並びにこれらの 2 親等内の親族が経営している者

前各号のほか、第 3 各号を調査した結果、指名することが不適切と認められる者

(指名業者数)

第 8 指名業者の数は別表のとおりとする。

2 地元業者の指名数とは、地元業者で施工（履行）できるもの（地元業者のみの指名）の場合の指名数とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、高度な技術を要する工事請負など契約の性質又は目的によりやむを得ない理由があると認めるときは、指名業者数を減らして指名することができる。

(その他)

第 9 この基準に定めるもののほか、指名競争入札に関し必要な事項は、多摩市指名業者選定委員会において決定する。

附 則

この基準は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

別表(第8関係)

(1) 土木工事(道路舗装工事)

等級	予 定 額	指 名 数	地元業者の指名数
D	5百万円未満	6者以上	5者以上

(2) 土木工事(水道施設工事、下水道施設工事、一般土木工事)

等級	予 定 額	指 名 数	地元業者の指名数
D	5百万円未満	6者以上	5者以上

(3) 建築工事

等級	予 定 額	指 名 数	地元業者の指名数
D	5百万円未満	6者以上	5者以上

(4) 設備工事(電気工事、給排水衛生工事、空調工事)、その他工事

等級	予 定 額	指 名 数	地元業者の指名数
D	5百万円未満	5者以上	5者以上

(5) 設計、測量、地質調査

等級	予 定 額	指 名 数	地元業者の指名数
A	1千万円以上	9者以上	8者以上
B	5百万円以上 1千万円未満	8者以上	6者以上
C	百万円以上 5百万円未満	6者以上	5者以上
D	百万円未満	5者以上	3者以上

(6) 印刷、複写業務の委託

等級	予 定 額	指 名 数	地元業者の指名数
A	2千万円以上	9者以上	8者以上
B	3百万円以上 2千万円未満	8者以上	6者以上
C	3百万円未満	6者以上	5者以上

(7) 建物清掃、電気・暖冷房等設備保守(電気、暖冷房・空調、エレベータ、消化設備、街灯・信号等設備保守)、航空写真・図面作成、検査業務の委託及び賃貸業務の委託

等級	予 定 額	指 名 数	地元業者の指名数
A	5千万円以上	9者以上	8者以上
B	1千万円以上 5千万円未満	8者以上	6者以上
C	1千万円未満	6者以上	5者以上

(8) 警備・受付等、通信施設保守、ボイラー清掃、浄化槽・貯水槽清掃、環境関係測定機器保守、道路・公園管理(道路・公園清掃、樹木保護管理等)、害虫駆除、廃棄物処理、管渠清掃、都市計画・交通関係調査業務、土木・水系関係調査業務、市場・補償鑑定関係調査業務、環境アセスメント関係調査業務の委託

等級	予 定 額	指 名 数	地元業者の指名数
A	3千万円以上	9者以上	8者以上
B	1千万円以上 3千万円未満	8者以上	6者以上
C	1千万円未満	6者以上	5者以上

(9) 運搬請負、広告代理、ビデオ・スライド製作、医事業務、病院給食・学校給食、催事関係業務、情報処理業務、下水道管路内TVカメラ調査業務、クリーニング、汚泥脱水機ろ布、浄水場・処理場機械運転管理、その他の業務委託の委託

等級	予 定 額	指 名 数	地元業者の指名数
A	5千万円以上	9者以上	8者以上
B	1千万円以上 5千万円未満	8者以上	6者以上
C	1千万円未満	6者以上	5者以上